

一般社団法人
千葉南青色申告会
広報版
☎043(262)8966
<http://chibaminamiaoiro.jp>

みなみだより



着任のご挨拶

千葉南税務署長

中澤 弘治

一般社団法人千葉南青色申告会の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度の人事異動により、東京国税局課税第一部統括国税実査官から千葉南税務署長を拝命いたしました中澤でございます。

千葉南税務署での勤務は初めてとなりますが、前任の柳田署長同様、よろしくお願い申し上げます。

千葉南青色申告会におかれましては、岡田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方が一致協力され、発足以来、「青色申告制度の普及」、「優良な青色申告者の育成」、「正規の簿記に基づく記帳指導」、「適正申告の啓発」などの活動に熱心に取り組まれ、適正な申告納税制度の実現に大きく貢献してこられましたことに対しまして、深く敬意を表します。

特に、確定申告期間中には、役員の皆様方に税務署の確定申告書作成会場における「青色コーナー」へ従事いただくとともに、会員の皆様への適正な申告の推進とe-Taxの利用促進にご尽力いただきました。

更には、千葉南青色申告会の広報車による街頭PRをはじめ、他の関係団体との共催により、千葉県タクシー協会協力の下、タクシーへの「自宅からのe-Tax」促進のマグネットシート装着や、小湊バスへの「スマホ申告」推進のマグネットシート装着による広報など、実に様々な広報活動を行っていただきました。

このような常日頃からの税務行政への多大なるご協力に対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

さて、令和八年度税制改正により、青色申告特別控除などの見直しが行われました。皆様におかれましては、改正の内容について理解を深めていただくとともに、正規の簿記の原則に基づく記帳及び適正な帳簿書類の保存に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、国税当局におきまして、引き続き、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指し、e-Taxやキャッシュレス納付の更なる利用拡大やマイナポータル連携の活用促進など、納税者利便の向上に向けた税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進しております。

こうした取組を進める上で、地域事業者にも最も身近な存在である千葉南青色申告会の皆様方のお力添えは欠かすことができません。引き続き税務行政の良き理解者として、また地域事業者の力強い支援者として、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人千葉南青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

～～～令和8年度税制改正～～～

【令和8年分所得税のおもな改正】

『基礎控除額』および『給与所得控除額』の見直し、『扶養控除等の所得要件』の改正がありました。

※令和8年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

青色申告特別控除の見直し(令和9年分から適用)

青色申告特別控除の上限額を75万円に引上げ(条件あり)や簡易帳簿で控除できる方を限定するなどの見直しがおこなわれました。

《インボイス制度に関するお知らせ》

インボイス制度に関する経過措置が変わります【個人事業者の方】

◎3割特例の創設(令和9年分・令和10年分)

◎簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し

2割・3割特例を適用した翌課税期間に係る確定申告期限までに簡易課税制度選択届出書を提出することでその翌課税期間から簡易課税制度が適用可能です。

◎インボイス発行事業者以外からの課税仕入れにつき一定割合を控除可能とする経過措置について、令和8年10月1日から令和10年9月30日までは、その割合が70%となります。

※詳しくは国税庁HPのインボイス制度特設サイトに掲載されています

○千葉南青色申告会では上記税制改正についての説明会を今秋に予定しております

書面により申告書・申請書等を提出する際は、業務センターへ郵送をお願いします。

※書面の申告書・申請書等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

※e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり千葉南税務署へ送信願います。

〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地
東京国税局千葉西業務センター(千葉南税務署)

◎インボイス関係書類の郵送先は東京国税局インボイス登録センターです

〒131-8514 墨田区東向島2丁目7番14号
東京国税局 インボイス登録センター

記帳の相談は4月～11月末まで【完全予約制】です。

12月以降、確定申告の期間中は長時間の相談ができません。インボイス制度開始により記帳の仕方が変わっている場合がありますので、不明な点のある方は11月末までに相談ください。

12月初旬～1月20日は源泉税(年末調整)の書類作成相談のみ、令和8年分決算・申告の相談は1月21日以降(予定)から【完全予約制】で実施いたします。

《予約方法の詳細》は後日ご案内いたしますが、年末調整の予約受付開始は11月中旬頃から、決算・申告相談の予約受付開始は12月中旬頃からを予定しております。

※年末調整、決算・申告の相談ともに期限後の相談はいたしかねますのでご了承ください。

千葉南青色申告会 事務局

TEL 043 (262) 8966 FAX 043 (262) 8977

応対時間《月曜～金曜の平日》9:30～11:30・13:30～16:00

※上記時間内でも業務の都合上対応できない場合がございます事をご容赦ください※

※8月11日(火)～16日(日)事務局は閉所いたします※

《事務局休業日》土日祝日・8月13～15日・12月29～1月4日・所得税の通常の申告期限日の(土日を除く)翌日
＜2026年度指定休業日＞8月12日(水)・9月14日(月)・10月26日(月)

◎上記のほか、行事等により予約をお受けできない日時がございますので事前にお問合せください◎

編集後記

夏の花として広く知られているヒマワリや木々の近くを飛び回るツバメの姿を普段は何気なく眺めておりましたが、農作物に被害を与える昆虫を1日に数百匹も食べて駆除していると聞き、小柄ながら人々の為に大きな働きをしてくれているので愛おしくなりました。(T.T)